

いじめのない子ども集団と家族の役割

－ 学校教育と連携した家庭教育と家庭環境の在り方 －

渡津英一郎

キーワード：いじめ、学校教育、家庭教育、家庭環境、連携

サマリー： いじめ対策は学校中心に、専門家の研究成果や教育行政の指導の下、予防・発見の段階から着実に進められている。しかし、献身的な努力にもかかわらず、今なお深刻ないじめは起きている。子どもの基本的な生活習慣・規範意識の醸成については、家庭教育の果たす役割が大きい。特にいじめ問題に関しては、家庭の影響は大きく、家庭環境を含めて取り組むべきことは多い。今後は、これまで以上に学校・家庭・関係機関が連携して、対策をより強力に推し進めていかねばならない。

はじめに

大半の人が、少なくとも生涯の一時期に一度くらい、仕事や生活の場で、一定の人間関係のある人から、心理的、物理的な攻撃を受けたり、精神的な苦痛を受けていると推測される。もしくは受けた感じがあると推察される。このような人間関係や行動は、「いじめ」と呼ばれているが、一般社会から関心を集めるようになったのは1970年代後半であり、いじめに関係性をもつ自殺が増加してきたのは1980年以降である。

今日いじめは、どこにでも起きることであるが、絶対にあってはならないとされている。また、このような経験は誰もが避けたいが、いつの間にか渦中の人になってしまう可能性がある。少なくともこれを深刻なものとして

はならない。対策は現在でも学校教育中心に、専門家の研究成果や教育行政の指導の下、予防・発見の段階から進められている。しかし、教員の献身的な努力がなされているが、今なお深刻ないじめは起きている。

子どもの基本的な生活習慣・規範意識の醸成について、家庭教育が果たす役割は非常に大きい。特にいじめ問題に関しては、家庭の影響力は絶大であり、家庭環境を含めて取り組むべきことは多い。今後は、これまで以上に学校が努力するのと併せて、家庭・地域・関係機関が連携して、対策をより強力に推し進めねばならない。そのため各地の教育委員会でも、家庭向け文書を配布するなど協力を求める動きが活発となっている⁽⁰¹⁾。従って本稿は、いじめに対し一般社会で厳しく学校の責任を問う風潮があるのに対し、家庭が果た

(2)

いじめのない子ども集団と家族の役割

すべき役割も多いことから、家族の在り方を中心に新たな対応策を考察することとした。

一、家族など一般社会のいじめの捉え方

1. 報道にみる家族の関心と主張

いじめに関する報道について、マスコミには受け手にいち早く真実を伝えようとする本来の立場がある。これに対し当事者とその家族は、当初は報道によりプライバシーの権利や個人情報に侵害され、感情を逆なですることもあるといわれ、マスコミの取材に対しては慎重になる。特に被害者の家族としては、亡くなった子どもは帰らない、二次被害を受けたくないなどの理由から、知られたくない、騒がれたくない、そっとしておいて欲しいという情感から、マスコミとは異なる考えをもち続けることが多い。

しかし他方で、当事者のうち被害者の家族は、加害者を特定し、被害者の無念を晴らしたいという感情が次第に高まっていく。マスコミとは真相を極めたいという点で思いが重なり、家族には強力な支援者と感じられるようになっていく。そこで、被害者の家族は、相容れない部分もあるが、取材に協力するようになる。この場合、大衆に受け容れられやすい報道記事のため、情報提供だけでなくマスコミの姿勢に合わせた立場をとることとなる。家族が学校や教育委員会の責任を追及する傾向が強くなる。

1986年2月、東京都中野区の中学校2年生の男子生徒がいじめを苦に自殺するという事件が起こった。葬式ごっこことよばれる陰惨な内容をもつもので、いじめが社会的に注目されるきっかけとなった事件である。後に裁判となり、その報道により多くの人に知られるようになってからは、それまでの周りの同情は逆転してしまった。何故親が知らなかった

のかというような、脅迫の電話や投書が来るようになった。遺族が二次被害を受けることとなってしまった⁽⁰²⁾。

1994年11月、愛知県西尾市の中学校2年の男子生徒が自宅裏庭で自殺した。死後、遺書が見つかり、その悲惨ないじめの事実が社会に衝撃を与えた。この事件では当初、父親は「親としての責任は痛感しているが、学校側はなぜ、いじめに気づかなかったのか、悔しくてしょうがない」と話していた⁽⁰³⁾。後にこの実態を世に問う形で報道したいという中日新聞記者の申し出を父親が了解した。このことにより事件は、一少年の自殺としてだけでなく、いじめを多くの人が重大な問題だと考えるきっかけとなったとし、その勇気が称えられた。しかしその結果、長期に亘って全国のマスコミと世論の目に晒されることとなった⁽⁰⁴⁾。

2014年9月、宮城県仙台市で、いじめを受けた中学校1年の男子生徒が自殺した。保護者が何度も学校に相談していたが、その間もいじめは続き命が絶たれた。この後、遺族は残された家族や生活を守るため、公表しないよう学校側に強く要請したとされる。学校では、遺族の意向により、子どもは転校したと説明されるようになった。しかし、生徒や保護者、住民の受け止め方まで配慮しきれなかったこと、いじめへの対応に問題があったことから、市教委・学校は遺族の了解を得て公表に至り、伏せていたことを謝罪するようになった⁽⁰⁵⁾。

2015年11月、名古屋市鶴舞線で自殺した男子中学生の父親は、親として子どものいじめに気づき、対処すべきであったと責任を感じ反省もしている。しかし、学校に対しては、真相究明として、加害者が誰かということではなく、いじめの過程を明らかにして欲しい

と要望した。二度同じことが起きないように事実関係を調査し、それをもとに今後の対策に役立ててほしいと語ったとされる⁽⁶⁾。

2017年2月6日、愛知県一宮市の中学校3年生の男子生徒が大阪市内で自殺するという事件が起こった。市教委は当初から、生徒が悩んでいたことに気付かなかったと説明、家族は学校に改善を依頼していたと主張に食い違いがあった。また市教委は、強く責任を感じているとしながらも、遺族の意向で、これ以上はお伝えできないとコメントしていた。しかし、時を経るに連れて関係は変化し、担任教諭に対する怒り、中学や市教委ではなく第三者委員会の調査に期待すると話すようになった⁽⁷⁾。

いじめが起こったことが教員の重大な過誤・悪行なのではない。いじめは悪いことだから、いじめを行ってはならないのである⁽⁸⁾。しかし、マスコミなどの報道には、学校を被害者家族の対立軸に据え、当初からいじめを学校の責任とする姿勢が感じられる。真相究明される前に、学校と教育委員会にいじめの責任があり、学校の教育活動の落ち度、教員の資質能力や対応の問題点を探ろうとする報道が多い。家族の「知られたくない」「そっとしておいて欲しい」という気持ちを忖度されるものの、事件の凄惨さを責任追及に結びつけ、家族が予想した以上に悲哀状況が大きく報道されることとなる。

家庭教育や家庭環境については、影響があるにも関わらず慎重である。いじめ被害者をなくすため、家族にできることを問う報道は少ない。従って、この報道姿勢からは、受け手は学校と教育委員会の落ち度に関心を持ち、原因と責任は学校にだけあると誤解をするようになる。のみならず、家族も、時が経つにつれ同様の考え方をするようになる。

2. 一般社会の関心と理解

いじめに関する用語は、時代とともに受け止め方、使われ方が変化してきた。これに伴い、辞書に収録される用語も、最新用語として追加されたり、変化したものは書き換えられている。しかし、この用語は、人々の意識に先がけ、行政、法令、学問的に定義づけがなされ、未だ一般社会で定着しないうちに、先行して記載されるようになったものもある。

小学館の国語大辞典第一版は、中野区のないじめ事件以前に出版されている。この版には「いじめ」という用語の収録はなく、関連したものとして「いじめる」について「弱い者に対して意識的に精神的または肉体的な苦痛を与える」と記載されている。また、この用語の前後には、「いじめっ子」が収録され「弱い者をいじめて威張る子、いじわるをして、仲間をいやがらせる」と記載されている。ほぼ同時期の角川国語大辞典にも、「いじめ」という用語はなく、「いじめる」について「弱い者をわざと苦しめ困らせる」「さいなむ」と書かれている⁽⁹⁾。共通してみられるのは、「いじめ」という用語が載ってなく、いじめられる子を弱い者と表現していることである。また、いじめっ子の説明からは、集団によるいじめという状態はイメージされてなく、集団のなかで浮いている子どもという記載となっている。

ところが、中野区の事件以降の辞書には、「いじめ」という用語が収録されるようになった。学研の国語大辞典第二版では、「いじめ」とは「(特に学校で)大勢が一人の人に寄ってたかって、つらい目にあわせること」とあり、「いじめる」とは、「弱いものを苦しめる」「力のないものをひどくあつかう」と記載されるようになった。広辞苑第四版でも、「いじめ」

(4)

いじめのない子ども集団と家族の役割

について、「いじめること」「学校で弱い立場の生徒を肉体的または精神的にいたみつけること」とある。日本国語大辞典第二版では、「いじめ」について、「昭和60年(1985)ごろからは、特に学校において弱い立場の生徒を集団で肉体的または精神的に苦しめる陰湿化したいわゆる校内暴力をさすことが多い」と書かれている。特に学校においてという記述や、大勢がもしくは集団でというところは、事件の影響を受け大きく変化している。辞書により差はあるが、一般社会において関心がもたれ、次第に認知度が高くなってきたことが反映されている⁽¹⁰⁾。

愛知県西尾市のいじめ自殺事件は、社会に衝撃を与えたが、以降に出版された新明解国語辞典には、「いじめ」については「いじめること」と書かれるようになった。更に「いじめること」という語は、「弱い立場にある者に、わざと苦痛を与えて、快感を味わう」「限度を超えて、ひどい扱いをする」とある。社会的に捉え方が変わったことにより、ほとんどの辞書に載る用語の意味内容も変わることになった⁽¹¹⁾。

「いじめる」や「いじめっ子」という用語に対し、「いじめ」という用語が使われるようになったのは比較的新しい。これは、以前から使われていた「いじめる」とは、性格も深刻さも違うことから、文部科学省などにより新規に定義がなされたことによるものである⁽¹²⁾。これら定義と併せて、教育委員会や学校の、予防対策と早期発見・解決における役割が示されたことにより、一般の家庭では、「いじめる」こととは異なる「いじめ」が意識されるようになった。その際、その行為の深刻さは、学校の責任と結びつけ理解されるようになった。

3. いじめの定義と家庭・一般社会

(1) 文部科学省の調査と定義

いじめという語は、1986年の文部科学省の調査において定義されてから頻繁に使われるようになった。現在、定義されているものは、一般社会の意識の変化に先行して示されたが、日常使われるいじめの語義に徐々に影響を与えている。

併せて、この定義の変化につれて、学校はいじめへの対応策が変化した。以前も、学校でいじめっ子が、弱い子をいじめることがあった。その際、教員は子どもたちに、弱い者いじめはいけない、皆仲良くしなければならぬ、弱い者は強くなれと指導してきた。ところが、昨今の定義からは、子どもに教諭することと併せ、いじめを見逃さない、いじめには早期に対応するなど、いじめを排除する教員の役割が重要だと受け止められるようになった。

このことから、いじめが身近に起こったことを機会に、家族を含む一般社会の人は認識を改め、学校の対応を問題とし責任を追求するようになった。学校に疑念をもち、事実の詳細を問うことになった⁽¹³⁾。

(2) 防止対策推進法の定義とその施行

2013年のいじめ防止対策推進法は、教育委員会や学校にも影響を与えた。教員は、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務があるとした⁽¹⁴⁾。いじめを発見できなかった、いじめへの対応が遅れたというのは、許されないこととなった。いじめが起これば、十分な対応策をとっていても、学校への検証は必ずなされる。僅かな問題点であっても、それが唯一の場合、その一点が大きな過失とみなされる。事件が起きた場合に備えて、教育委員会や学

校は予防策や早期発見の実績を記録するなど、説明のための対策をとる必要にせまられた。

しかし、その対策は念入りでも、いじめは常に起きる可能性をもつものである。もとより、子どもの性格や集団の構成、家庭教育・家庭環境の影響も大きく、同様の対策をとっても、何れの学校でも同程度の成果が得られるものではない。従って推進法は、親に対しても、我が子がいじめを行うことのないよう、「規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるもの」とした⁽¹⁵⁾。このことにより学校も、家庭や地域社会にも、責任ある対応を求めるようになった。人的・時間的制約のなかで不可能なことは、積極的に家庭・地域・関係機関に協力・支援を求めるようになった。

二、いじめ予防策と家庭教育

家庭教育の核心は子どもの社会性を身につけることで、幼い頃から基本的な生活習慣や道徳観・規範意識を学習させるべきと考える人は多い⁽¹⁶⁾。従って、いじめに関することも、家庭で教育できることが多く、家庭でしかできないこともあり、家族が責任をもってこれを行わなければならない。

文部省は1980年に実施した調査において、道徳観や規範意識に関することはどこで教育をするものか有識者500人に尋ねている。その結果によると、調査時点も、20年後の2000年の予測でも、家庭で教育するものと捉えられていた⁽¹⁷⁾。しかし同調査によれば、1980年の一般社会は、学校に対して、今日の学校は狭義の教育を行うだけでなく、広義の教育を行うところとして、期待しているとも捉えている。この二つの考え方が併存することは、学校にとって受け入れ難いことである。

しかし、家庭に都合のよい曖昧な考え方は、その後の少子化、過保護、家庭教育力の低下など新たな状況から、今もってその状況に変化がないといえる。

1. 適度な競争による意欲・充実感

いじめの要因として、本性としての競争意識や攻撃性を問題とすることがある⁽¹⁸⁾。過度に競争を煽り攻撃性を刺激すると、いじめを引き起こしやすくなるという考え方である。また、一般社会の風潮として、強者と弱者という考え方に捉われがちだといわれる。競争させ、勝ち負けを強調すれば、攻撃性が過度に刺激され、弱い者はいじめでもよいと感じるようになるというものである。

しかし、競争そのものが悪いこととはいえない。競争は人が複数集まるところに必ず起きるものであり、勝ち負けが気になるのは当然である。勝ちたいという気持ちは、あらゆる意欲に繋がることでもある。教育にも競争は必要であり、目標を設定しルールを作り適度に競うようにさせるべきである

また、子どもは、弱い者をいじめてはいけないということは概ね理解している。弱い者はいじめでもよいと思っていない。いじめるのは、抑制が効かなかったことによるものである。問題なのは競争意識だけを煽ることであり、多様な考え方の一つとして理解させていないことである。

学校教育では、目標を設定し意識を高めるとともに、競う楽しみを存分に体験できる機会が必要として適切なその場をつくっている。様々な教育目標を達成するため、ホームルーム対抗の競技大会や部活動の地区大会などを企画し、一定の競技ルールの枠内で勝ち負けや順位を競うようにさせている。

従って家庭教育でも、適度に競争意識を煽

(6)

いじめのない子ども集団と家族の役割

り、意欲を持たせることは何ら問題はない。スポーツは、結果が重要であるとして、意欲的に取り組み親しませることが効果的である。勉学面も同様で、偏差値が高い学校に進学した人は、受験競争の勝者であるとし、意欲をもって取り組ませることは、力を発揮させるため有効である。ただし留意すべきは、人格的な評価とせず、幅広く様々な考え方を理解させることである。

2. 模範を示す道徳観・規範意識

いじめの要因として次にあげられるのが、道徳観・規範意識の欠如である。十分な理解がなければ、子どもは限度をわきまえず、嫌がることをすると考える⁽¹⁹⁾。

学校では、教育活動全体を通して道徳教育や人権教育が行われている。他人の気持ちを理解し、お互いの人格を尊重し、規範に基づいて行動するようにしている。また、自他の意見の相違があっても、調整し解決するよう指導している。

子どもにとって親は、常に身近なところにいる存在である。親の言動をよく見ているし、親とよく似た考え方や行動をするようになる。道徳観・規範意識、殊にいじめの予防に関することは、家庭でこそできることが多く、親の責任で教育されなければならない。ところが、家庭によって生活環境、基本的な生活習慣は異なり、とりわけ道徳観や規範意識は異なる。他人の気持ちを理解する情操、お互いの人格を尊重する態度も家庭によって差がある。他人に見えなければ悪いことも許されるとする親もいる。

とはいえ、日本では幼い頃から社会規範を守るようしつけられており、知識として、大方十分に道徳・規範に関する知識が身につけている。しかし問題は、悪いとわかっていて

も、悪さをしてしまうことである。子どもは、嫌がることをするのは、悪いことだとわかっている。相手の立場に立って考えられても、意地悪として意識的にいじめを行っている場合もある。

またその際、道徳・規範という基準に対して許容される程度は、子どもにわかりにくく判断が難しい。難解で曖昧な行動の基準は、知識として理解させても、具体的な行為では戸惑うものである。わかりにくい故、いじめの歯止めにはなりにくい。しかし、困難だとはいえ、親が日常的に自ら模範を示し、感覚的に教え込むことは必要である⁽²⁰⁾。

3. コミュニケーション能力と共感性

いじめの要因として加害者については、相手の立場に立って考えられないなど、コミュニケーション能力や共感性の欠如があげられる⁽²¹⁾。

子どもが加害者とならないようにするには、幼い頃からコミュニケーション能力や共感性を身につけさせることが必要である。自分の言動がどのような影響を与えるかを判断し、円滑にコミュニケーションを図ることができなければならない。親は地域の人や職場の人たちとの付き合いを通して、関係を調整し問題を解決する術を身をもって示さねばならない。子どもはよく見ており、この印象は自身の行動の基準となっていく。

いじめの被害者も、コミュニケーション能力が未熟で自分を表現できないという特徴をもつといわれる。嫌だと断れない、助けてと言えない、もしくは迷っている間に、その中に引き込まれてしまう。また、いわゆる空気が読めない子どもは、周りを考えずに勝手なことをして、これがきっかけでいじめられるとされる⁽²²⁾。しかし、これら特徴をもつ子

もが、必ずしもいじめられるとは限らない。やめると言ったために、更にいじめられるというケースもある。

子どものトラブルにいつも口出しをしないなど、過干渉・過保護は親の教育姿勢の問題点として指摘されることである。しかし、いじめの被害者に一切の責任はない。同様に、被害を受けたのは、家庭教育に問題があったとすべきではない。とはいえ被害者も、コミュニケーション能力と共感性を高めれば、いじめられる可能性が低くなるとする言説もある。とすれば、親はいじめを少しでも避けられるよう、その術を教える努力はすべきである。弱みを見せるな、自分の能力を強調せよ、相手の弱みを攻撃しろ、相手の強さを怖れるなど、強さを教え込むのは難しい。しかし、仲良くするには自分の時間を割いても一緒に遊んであげる、自分の気持ちを抑えてでも相手に同調してあげるなど、理解させられることもある。

三、いじめ予防策と家庭環境

過度に競争意識をあおり攻撃性を高めない、模範を示し道徳観・規範意識を涵養する、適度なコミュニケーションと共感性をもたせる。これらは、学校教育だけでなく、家庭教育においても重要なことである。しかし、十分に教育されても、いじめがなくなるとは限らない。

30年前、大学の研究者の中には、「われわれはいじめについてほとんど無知であった。いじめはどうして起こるかと言えば、誰もが、それは複合的なものだ」と答えてくれるに過ぎなかった。今は違ってきた。…中略…一応の見識を持つことができるようになってきた」(遠藤1986,103頁)と期待する意見もあった。いじめが一般社会で関心をもたれるよう

になってから、学校や家庭では様々な教育が試みられてきた。しかし、現在でも数多くいじめが起き、深刻ないじめが後を絶たない。今後は、これまでの学校教育・家庭教育と併せて、更に他の視点から幅広い対策が求められる。

いじめは時と場所を越えて起きるものである。いじめについて教えても、いけないと知っていても、理解している子ども集団を作っても、いじめはなくなる。以前からいじめは「人間性の本質に根ざした行動である」「人間における攻撃性の抑制には、文化、社会システムの役割が決定的である」(小田,1994,335頁)という考えがあった。この点は再度見直し、再検討する必要がある。子どもの心が不安定な場合、充実感を感じられない場合、いじめは制御しにくくなる。加害者がいれば被害者が出る。今後いじめについて必要なのは、子どもが安らぎを感じられるようにし、知性・理性に基づき自身で言動を制御できるようにすることである。そのためには、教育だけでなく、子どもを取り巻く環境が重要である。とりわけ家庭環境が果たす役割は大きい。

1. 人間の本性と集団の特性

誰もがいじめの加害者になり得るならば、子どもが加害者でないときは、偶然その場がいじめが起こる状況になかったか、理性で自身の行動を制御できているときである。しかし、いじめの渦中に入ると、誰もが無意識のうちに抑制がきかなくなり、いじめの深みに入る可能性が高くなる。

特に、思春期の子どもが自立していく時、行動の基準を友人に求めることが多い。友人は最も大切なものとなり、互いの存在を認め合い、常に協調し行動しようとする。友人の

(8)

いじめのない子ども集団と家族の役割

一人がいじめに入ると、その繋がりの中で次第に集団の深刻ないじめに同調するようになる。

いじめは大人の世界にもある。職場にも地域にも、深刻ないじめは常に存在する。職場のいやがらせ、地域の村八分はこれに類するものである。理性的とされる知識人、多くの人生経験を積んだ社会人でさえ、無意識のうちにいじめている状況がある。なかには意図的に、思想・信条の違い、政治・経済的な利害対立から、特定の相手を攻撃するものもある。大人には、被害を受けた子どもを保護するような法律はなく、深刻なものも多く報道されるようになってきている⁽²³⁾。近年、これを抑制するための教育が必要とされるようになった。いじめは人間の本性と集団の特性に関わるものであり、教育だけでは十分な対策とならない。

文部科学省の基本的な考え方では、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、学校の教職員には未然防止から取り組む必要があると示されている。しかし、それだけでなく、教育再生会議が、各家庭や地域の一人一人が当事者意識をもち、環境を整える必要があり、責任を負っているという提言には注目しなければならない⁽²⁴⁾。

2. いじめの言動を抑制する理性

家族との死別、家族の病气、親の退職や転職、親の離婚、転居や単身赴任、兄弟の不登校など、家庭内の雰囲気は、子どもの性格形成に影響を与える。これらは、思春期の性格形成上、あらゆる問題行動と関わりがあるが、特にいじめについては大きな影響を与える。

家庭環境に問題があると、子どもにはストレスやフラストレーションが蓄積される。家庭で安心、安定した状態が確保されていない

と、子どもは学校で攻撃的になりいじめの加害者となりやすいといわれる。しかし現実には、いじめを好むようになる、攻撃的な性格を強めることもあるが、理性的にいじめの言動を抑えられなくなることを問題としなければならない。自暴自棄になっていじめるよりも、他人の気持ちを考えられなくなりいじめるのである。不安定で欲求不満の子どもは、自己を抑制する機能が働かず、いじめの加害者となりやすい。

どの子どもも加害者になりうる。加害者になるのは、必ずしも本人の性格・能力によるものではなく、不十分な教育に起因するものとはいえない。しかし、教育が充分になされ自己を規制し抑制することを学ぶ子どもは、好ましい家庭環境が、意識的にも無意識のうちにも、いじめの言動を抑えるよう機能するようになる。必要なのは、いじめをさせない教育だけでなく、抑制させる理性が働く家庭環境を提供することである。

3. 理性を発現する家庭環境

学校における勉強や人間関係などは、ストレスやフラストレーションを蓄積させる。そこで学校では、これが過度とならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくり、一人一人が活躍できる集団づくりなどを工夫している⁽²⁵⁾。また、全ての生徒が自己有用感が高められるよう活躍でき、他の役に立っていると感じる機会を提供するよう努めている。

そこで、家庭でも同様のことが求められる。子どもが長時間過ごすのは家庭であり、日常の家族との生活は子どもの心身に様々な影響を与える。家庭環境は無意識のうちに深入りするいじめに、これを思いとどまらせる重要な意味をもつ。意識のないいじめに対しても理

性が強く働くようになる。

しかし近年は、核家族化が進んだこともあり、子どもが両親や親以外の大人と接する機会が少なくなった。従って、家族はこれらを意識し、積極的に思いやりやいたわりなどの優しい心に満ちた、安心できる家庭を築き提供することが求められる。お互いに気遣い、音楽・美術・旅行など共に楽しみ、家族で困ったことの相談にのるなどフォローアップするような雰囲気が必要である。また、親の近所付き合いは、大人どうしの関係を間接的に体験する教育的意義のみならず、近所と好ましい状態にあることは、子どもの精神的な安定に大きく寄与するものである。

家庭に必要なのは、いじめをさせない心の教育だけでなく、いじめの深みに入り込まない心のよりどころを提供することである。

4. 被害者の家族と家庭環境

いじめは僅かな契機によって、特定の子どもに対する行為が、いつの間にか深刻なものになるという始まり方をする。加害者がその時その場にいたので、何らかの特徴ある子どもが、偶然いじめの被害者になるという関係である。いったん始まったいじめは、被害者の側からこれをやめさせることは難しい。被害者以外にこれを抑制する人が入らなければそのまま進行する。

いじめ被害者については、家庭の環境を問題とするものではない。ただし以下のように、家族は子どもが深刻な被害者とならないよう見守ることはできる。また、いったん始まったいじめに対しては、被害者家族の家庭環境が果たす役割は大きい。

四、いじめ問題の解決への家庭の役割

いじめは、生徒が成長していく過程のなか

で、「必然的かつ普遍的に発生し、なおかつそれは必要不可欠である」(諏訪1995年、83頁)という考えもある。一般社会でも親が、幼い頃の我が子、兄弟のふざける様子を見て、その関係と行動にはある程度寛容であることが多い。

幼少期の子どもは、お互いに様々な悪ふざけをする。当初は面白がって、もしくは面白そうに装っている。いやがっていても、泣き出しても、また大人が見ていても続けることがある。しかし、次第に陰悪な感じになり、片方が泣き出したり、真顔での喧嘩になり収拾がつかなくなる。

子どもが小学校に入学すると、教員は早期のうちにこれらはいじめとして制止する。しかし、家族は就学前の兄弟の悪ふざけに、どのような対応がよいのか迷うのと同様に、就学後もどのように指導したらよいかわかりにくい。まして、我が子と近所の子どもの悪ふざけに、どう対応したらよいか難しいと感ずるであろう。最も難解なのは、どの時点でどの程度抑えたらよいかである。

1. 学校と家庭の連携の必要性

学校では、いじめはどこにでも起こりうるとして、徴候を見逃さないようにし、深刻ないじめとならないよう早期の対策がとられている。アンケートは現在いじめを把握するのに最も有効であり、内容と方法ともに工夫がなされ結果も公表されている。また、いじめを発見したり、その情報を得た場合には、速やかに組織的に対応するよう、連絡・命令の系統も明確にされている。しかし教員には、時間的にも権限としても限界がある。

いじめは、学校で問題になるが、その責任は家庭が無縁ではない。また、文部科学省の「いじめの問題の解決のために当面取るべき

方策」にも、いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していることが明記されている⁽²⁶⁾。従って現在学校では、家庭、関係機関・専門機関の協力を得ながら対応しようとしている。

2. 予兆発見と家庭の役割

いじめの端緒はわかりにくい。いじめの加害者は、後ろめたさを感じれば、大人に隠そうとする。いじめの被害者は、弱さを見せず、自身で何とかしたいと気づかれぬようにする。しかし子どもは、その行為を隠すため、普段とは違った言動を見せるようになる。その僅かな兆候は家庭でも感じられるものであり、学校と同様、日常の慎重な観察が必要である。親子が共に過ごす場は、心の安定を図る場であり、これがいじめの徴候を発見する絶好の場となる。

特に、氾濫する情報や便利なネット環境は、大人が見えないところの、匿名性のあるいじめの道具になっている。携帯電話やスマホは、学校では所有や校内の使用方法について厳しく指導している。家族も、すべての子どもの立場に立ち、指導について理解すべきであり、家庭でも同様の指導をするべきである。悪ふざけや遊びといじめの区別は、その基準が明確である。①子どもが、一定の人間関係のある者から、②心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、③精神的な苦痛を感じているものである。子どもがいじめと言えはいじめである。直ちに加害者の親はその行為を制止させ、その後の対応が必要である。

いじめの発見・通報を受けた後は、学校は深刻なものとならないよう、適切に対処し、初期の段階で解決しようと努力する。各教育委員会からは、家族に対し、学校との連携について呼びかけるという動きが活発である。

家庭でも同様の努力が必要である。その際、家庭だけで解決しようとせず、学校への相談・連絡が必要である⁽²⁸⁾。

3. 問題解決への家族の理解・協力

学校では、いじめを発見もしくは通報を受けた教員は、いじめの防止対策のためつくられた組織に直ちに情報を提供するようになっていく。場所はどこであっても、また学校管理下であるか否かを問わず、学校として対応することになっている。現在、何れの学校の対応策も、マニュアル化され教員間の訓練もなされている。

学校では、加害者からの事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすることになっている。重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求めることになっている。

特に緊急時のいじめの対応については、家庭の協力が得られるよう繰り返し文書などで情報提供をしている。ところが、加害者とされた生徒の親が、問題が発覚した当初から、いじめの基本的な考え方を理解していることは稀である。何れの親も、自分の子どもを加害者と認めようとせず、加害者とされても我が子を守る親の立場を優先させる。時間の経過とともに「いじめられる側にも問題がある」「見ているだけなら問題はない」「ささいな嫌がらせや意地悪はいじめではない」と思うようになる。家庭では、新たに辞書に掲載されるようになった、いじめの意味内容を理解しておかねばならない。事前に学校と意見交換・情報交換を充分に行い、学校と常に存在する認識のズレをなくすよう、基本的な考え方を

理解するよう努力することが求められる⁽²⁷⁾。

また、いじめの基準は明確であるにもかかわらず、解決が困難な問題となることが多い。学校や教育委員会が、問題の解決に向けて対応しているにもかかわらず、時間を要し成果をあげられない場合がある。学校は教育の場であり、教員は教育者である。教育の可能性を判断するのは教育者である教員である。当初から加害生徒を犯罪者として、事情聴取したり収監したりしない。また、特に被害者と加害者の親の主張の違いに起因する問題は解決に時間を要する。このような中、学校の教員が事実を隠蔽している、責任逃れをしていると、批判の矢面に立たされることは問題である。

いじめが解決したと思われる場合でも、学校は継続して支援を行うため、十分な注意を払い必要な措置をとるようになっている。この点でも、被害者の家族は、再び我が子がごく自然に学校生活に入ることができるよう、学校の幅広い措置を理解し協力しなければならない。また、事後の生活を支えるため、落ち着いた家庭環境の確保を図るべきである。

更に、いじめがいったんマスコミで取り上げられると、一般社会は学校の責任だけに注目しがちとなる。そのため学校では、危機管理対策の一環として、マスコミへの対応策をマニュアル化している。これは被害者と被害者の家族を守り、すべての生徒の個人情報やプライバシーを管理し、健全で適切な教育の場を維持管理するためのものである。また、教育委員会は県民・市民を代表した教育委員で構成されており、様々な立場に立つマスコミに対しては、取材に協力しながらも、適切なものとなるよう対応している。しかしながら、マスコミには「結果を伏せる自治体が目立つ、責任逃れではないかとの疑念

をもつ」として、社会全体に責任があるとしながらも、社会全体で反省点を共有しなくてはならないと、教育委員会や学校の姿勢を批判する意見もある⁽²⁷⁾。家族はマスコミの取材の勢いや一時の雰囲気呑み込まれないようにし、冷静な判断と行動が求められる。

おわりに

子どもが在学中はいじめに対し、アンケート調査など様々な配慮と指導がなされている。学校に対し家族は、我が子の在学中だけ、いじめやいじめに関係した自殺がなければよいと考えがちである。

しかし在学中、偶然いじめがなかった、深刻なものに至らなかったというだけでは不十分である。いじめはどこにでも起こることからは、これら対応策は、目の前のいじめを一つ一つ潰していくような作業ではなく、如何なる時もすべての人が自身のいじめ行為を自制できる社会を作ることが肝要だと考えねばならない。これは、生涯にわたっていじめが抑止される社会を実現する方法ともなる。

以上のことから本稿では、その新たな方策を検討した。いじめが、今なお現実の問題であることから、当面の策として今後も学校教育として適切に行われることが必要である。その際、加害者とならないよう、いじめの知識を身につけさせることは主要な事柄である。しかし、それだけでは不十分である。いじめが「事実上の犯罪のレベルに達しつつあるのは、学校の、というよりは、学校を含めての社会一般の病理の結果であろう」(諏訪1995年、2頁)ともいわれるように、いじめを抑制する理性が常に機能するような、安心できる家庭、安定した社会の確保が必要である。従って、これらのことは学校の責務を強調するだけで対処できることではない。家庭

(12)

いじめのない子ども集団と家族の役割

を含め学校外の人や機関に期待されるところが大きい。

考察した中で明らかになったことは、家庭教育や家庭環境の重要性である。特に、家庭環境の在り方については、今後の取り組むべき課題としてその重要性を確認することができた。

注

- (01) 東京都教育委員会「子どもたちを守る責任を果たしたい」(2002)など数多くみられる。当資料には、「子どもたちは学校だけでなく、家庭でも社会でも育てられています」「つまり、保護者はもちろん、子どもたちを取り巻く多くの大人の方がなければ、いじめ問題に十分な対応ができないことは明らかです」と示されている。
- (02) 鹿川雅弘「いじめる側は五分の一でも、いじめられる側は五倍です」、鎌田慧『いじめ自殺12人の証言』7頁～9頁
- (03) 中日新聞(1994,12,2)父親は「むごすぎる。自殺するとは考えられなかった」と気づかなかった責任を痛感していると言っている。これに対し「学校側はなぜ気付かなかったのか。悔しくてしょうがない」と話している。
- (04) 中日新聞本社・社会部『清輝君が残してくれたもの』3頁～4頁
- (05) 河北新報(2015.10.6)、公表した理由については、「遺族から了解が得られたため」とある。
- (06) 朝日新聞(2015,11,4)、父親は「二度と同じことが起きないように調べ、役立ててほしい」と語ったとされる。
- (07) 読売新聞(①2017,2,14②2017,2,15)、後に父親は①「担任だけ責任があるかのような説明だ」と批判し、②「中学や市教委に期待はできず、第三者委員会が適切に調査することを望んでいる」と話すようになった。
- (08) いじめ防止対策推進法、第4条(2013)、児童等は、「いじめを行ってはならない」としている。
- (09) 小学館国語大辞典第一版(1982)。角川国語大辞典(1983)、いずれも、東京都中野区はいじめ事件(1986)以前に収録されたものである。
- (10) 学研の国語大辞典第二版(1988,04)。広辞苑第四版(1991,11)。日本国語大辞典第二版(2000,12)。
- (11) 新明解国語辞典(1998,00)。
- (12) 文部科学省調査における定義は、1986(昭和61)、1994(平成16)、2006(平成18)と変化している。
- (13) 黒川雅子「いじめ問題をめぐる学校の法的責任ー いじめ自殺に関する法的責任、いじめ防止対策推進法から考える安全配慮義務に着目してー」、『スクール・コンプライアンス研究』第5号、6頁～13頁、安全配慮義務の範囲外の事故については、学校の過失が否定されている。
- (14) いじめ防止対策推進法、第8条(2013)、学校及び学校の教職員は、「生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する」としている。
- (15) いじめ防止対策推進法、第9条(2013)、保護者は、「子の教育について第一義的責任を有する」ものであって、「その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする」としている。
- (16) 山本恒夫『シリーズ教育の間9教師と父母の間』15頁～16頁、「家庭教育は本来的に社会化が中心で、学校教育はそれを基盤にして、狭義の教育を行うことが主眼となっている」「もちろん、家庭で協議の教育も行われるし、学校でも社会化は行われる。しかし、それらはあくまで付随的であって、中心的ではない」とされる。また、ここでいう狭義の教育は、知識・理解に重点を置いたものとされている。
- (17) 文部省『今後の生涯教育に関するデルファイ調査報告書』29頁～30頁、1979年から1980年にかけて、文部省が20年後における将来像およびあるべき姿の2つの観点から、有識者500人に回答を求めたものである。いじめに関係深い「道徳心・社会性」は、家庭教育に、重点が置かれているだろう89.7%、重点が置かれているべき92.6%と、第一位であった。
- (18) 小田晋「現代人の攻撃性について」、『心と社会のメンタルヘルス』6、不登校、いじめと学校、335頁～355頁、いじめは…「集団生活の場面でよりはっきりと認められるものであるから、これは人間性の本質に根ざした行動である」と考えられる。…中略…従って、「人間における攻撃性の抑制には」文化、社会システムの役割が決定的である。
- (19) 森田洋司「いじめの一般化と規範意識の希薄化」、『犯罪と非行』、日立未来財団150頁～175頁
- (20) 昼田源四郎ほか「いじめ研究の現状と課題」、『福島大学教育学部論集第62号』、71頁～88頁、「親権者の養育責任は、原則として子どもの生活全般にわたって保護監督すべきものであり、少なくとも社会生活を営んでいく上での基本的規範の一つとして、他人の生命、身体に対し不法な侵害を加えることの

ないよう、子に対し常日頃から社会的規範についての理解と認識を深めさせることである」。

- (21) 岡村美保子「学校におけるいじめ問題」、『レファレンス』、77頁～93頁
- (22) 加藤締三『いじめに負けない心理学：いじめられずに生きるために気づくこと』
- (23) 日本経済新聞夕刊(1997.5.26) 主流は幼稚な「仲間はずれ」型であること、被害者の対応策として「言語化してみる、自分を責めない、自らトラブルを、がんばらない」ことをあげている。
- (24) 政府の教育再生会議「いじめ問題への緊急提言：教育関係者、国民に向けて」(2006)、学校でいじめが起こらないようにすること、いじめが起こった場合に速やかに解消することの「第1次責任は校長、教頭、教員」にあること、「各家庭や地域の一人一人」が当事者意識を持ち、いじめを解決していく環境を整える責任を負っていると提言している。
- (25) 文部科学省「いじめ防止基本方針の策定について(通知)」(2013)「未然防止の基本となるのは、児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるように授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。」
- (26) 文部科学省「いじめの問題の解決のために当面取るべき方策」(2015)「いじめの問題を解決するためには、各家庭において、いじめの問題の持つ重さと家庭の教育的役割の重要性を再認識することが強く求められる」と書かれている。
- (27) 教育委員会・学校からは、リーフレット、パンフレット、ホームページを通して啓発活動が活発になされている。愛知県教育委員会では、いじめの発見・解決・防止のために「小さなサインが見えますか」というホームページを立ち上げている。これは、1996年3月に発行された教師用『いじめに関する指導の手引』を基に、子どもや保護者などが読むことを期待したものである。
- (28) 東京都教育委員会「子どもたちを守る責任を果たしたい」(2002)、「保護者の皆さんへ互いに心を通じ合うようにして下さい。いつでも相談できるような温かい雰囲気を家庭の中に築いて下さい。私が貴方を守るといった言葉を繰り返し伝えてください。学校にためらわずにご相談ください。」と示されている。
- (29) 中日新聞(2017.3.2)社説「いじめの調査」、「自殺や不登校に追い込まれた重大ないじめを調べながら、結果を伏せる自治体が目立つ。責任逃れではないかとの疑念さえ湧く。社会全体で反省点を共有しなくては、再発防止に

はつながるまい。」

参考文献

- ・ 鎌田慧『いじめ自殺12人の証言』(2017)、岩波現代文庫
- ・ 中日新聞本社・社会部『清輝君が残してくれたもの』(1994)海越出版社
- ・ 『スクール・コンプライアンス研究』第5号(2017)、日本スクールコンプライアンス学会
- ・ 山本恒夫編著『シリーズ教育の間9教師と父母の間』(1990)、株式会社ぎょうせい
- ・ 文部省『今後の生涯教育に関するデルファイ調査報告書』(1981)
- ・ 遠藤秀夫、塹江光子「いじめの根源とその対策」、『聖徳学園岐阜教育大学紀要13』(1986)、77頁～104頁
- ・ 小田晋『心と社会のメンタルヘルス6、不登校・いじめと学校』(1994)大空社
- ・ 小浜達郎・諏訪哲二編著『間違いだらけのいじめ論議』(1995)、宝島社
- ・ 『犯罪と非行』(1986)、日立未来財団
- ・ 『福島大学教育学部論集第62号』(1997)福島大学教育学部
- ・ 『レファレンス』(2007)、国立国会図書館調査および立法考査局
- ・ 加藤締三『いじめに負けない心理学：いじめられずに生きるために気づくこと』(2007)、PHP 研究所
- ・ 佐藤全『親の教育義務と権利』(1988)東京風間書房